

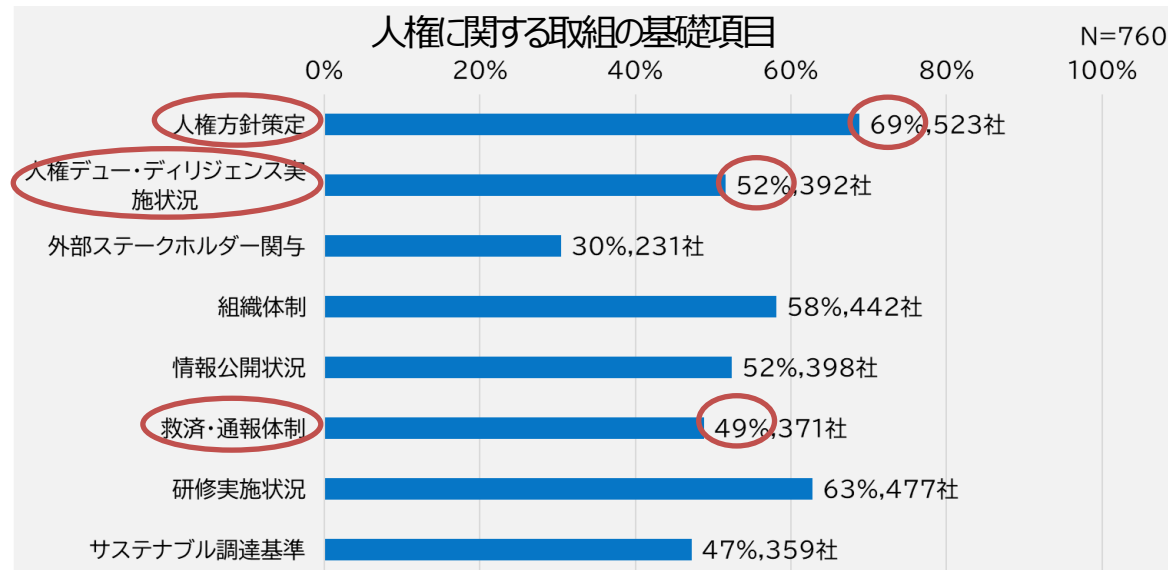
日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査について（資料 8）

- 9～10月に、東証1部2部上場企業等（約2800社）を対象に政府として初の調査を実施。→ **11月30日公表**。
- 回答した企業（760社）のうち、約7割が人権方針を策定し、5割強が人権デュー・ディリジェンスを実施。

調査期間 2021年9月3日～10月14日

調査対象 2021年8月末時点での東証一部・二部上場企業等

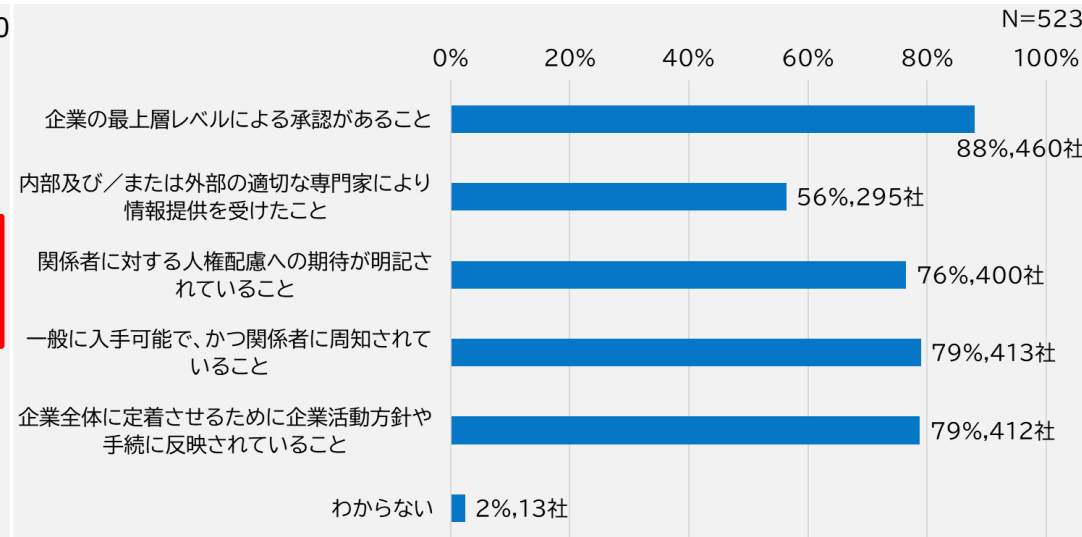
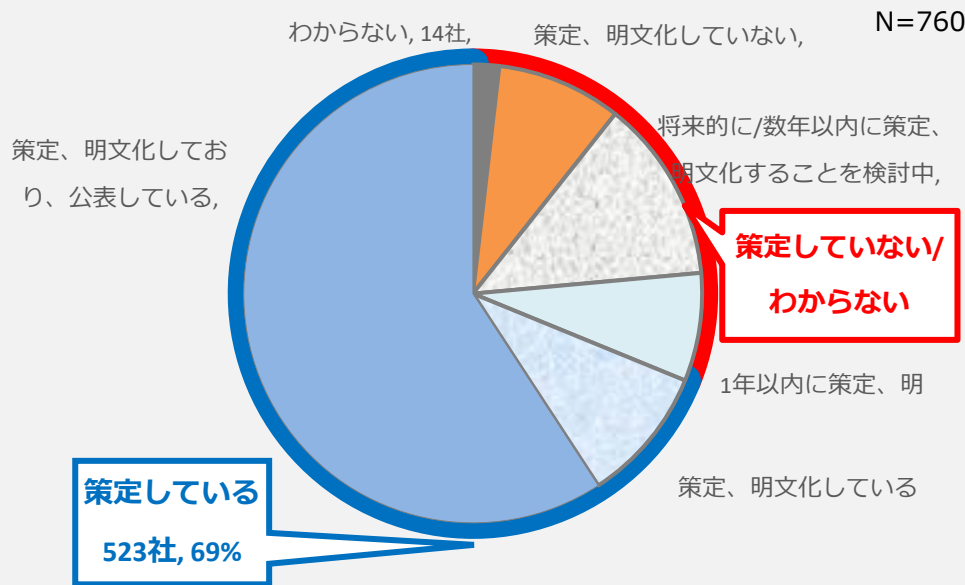
対象企業数及び回答企業数 対象企業数2786社に対し、回答企業数760社（27.3%）



人権方針の策定

- 人権方針を策定している企業は約 7 割。
- 人権方針を策定している企業のうち、9 割弱が企業の最上層レベルによる承認を受けており、6 割弱が内外の専門家から情報提供を受けている。

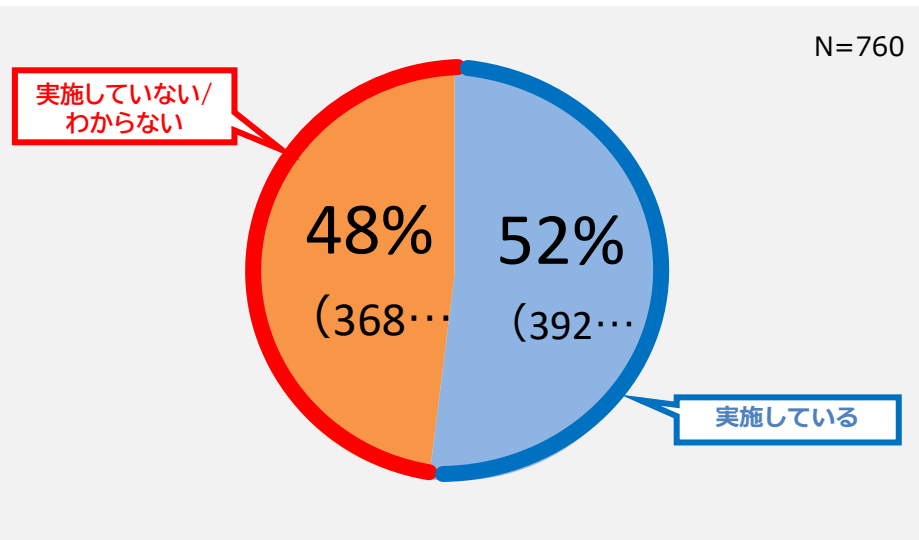
- 人権尊重に関して、人権方針を策定、または企業方針、経営理念、経営戦略などに明文化していますか。また、それらを公表していますか。
- 人権方針の策定に関し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」で求められている下記要件について、満たしている要件をすべて選択してください。（複数回答可）



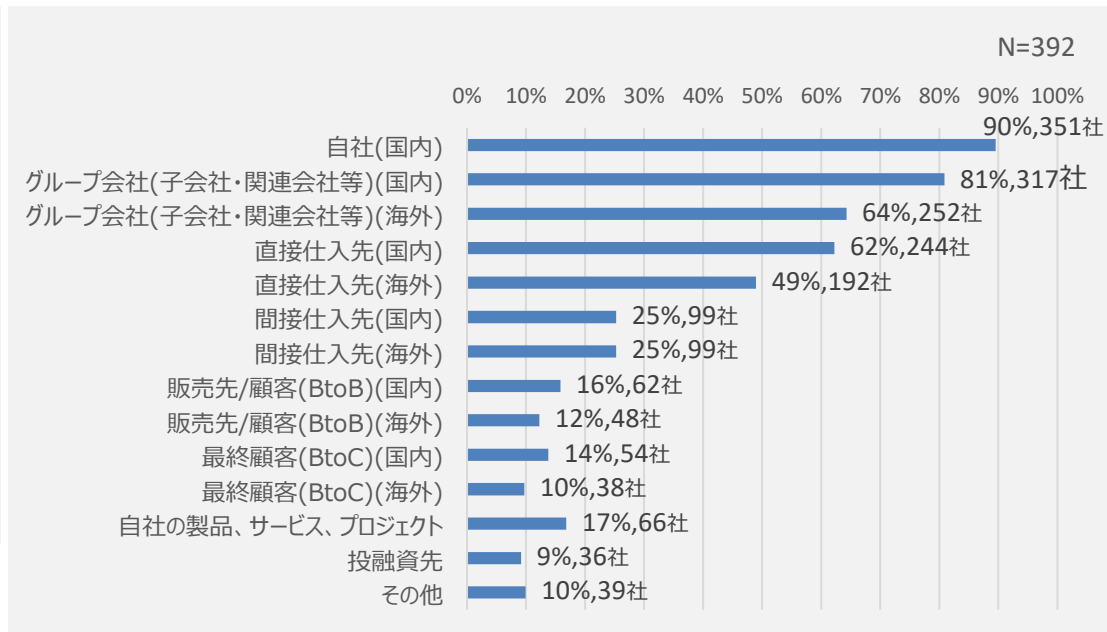
人権デュー・ディリジェンスの実施状況

- 人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は5割強。
- 人権デュー・ディリジェンスを実施している企業のうち、間接仕入先まで実施している企業は約25%、販売先・顧客まで実施している企業は約10～16%。

人権デュー・ディリジェンスの実施状況



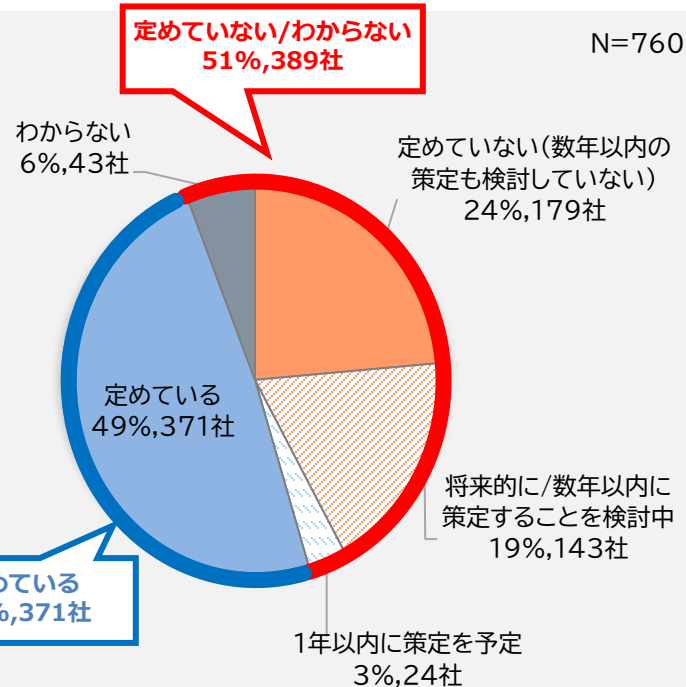
現在行っている人権デュー・ディリジェンスの実施対象は、どこまでとしていますか。（複数回答可）



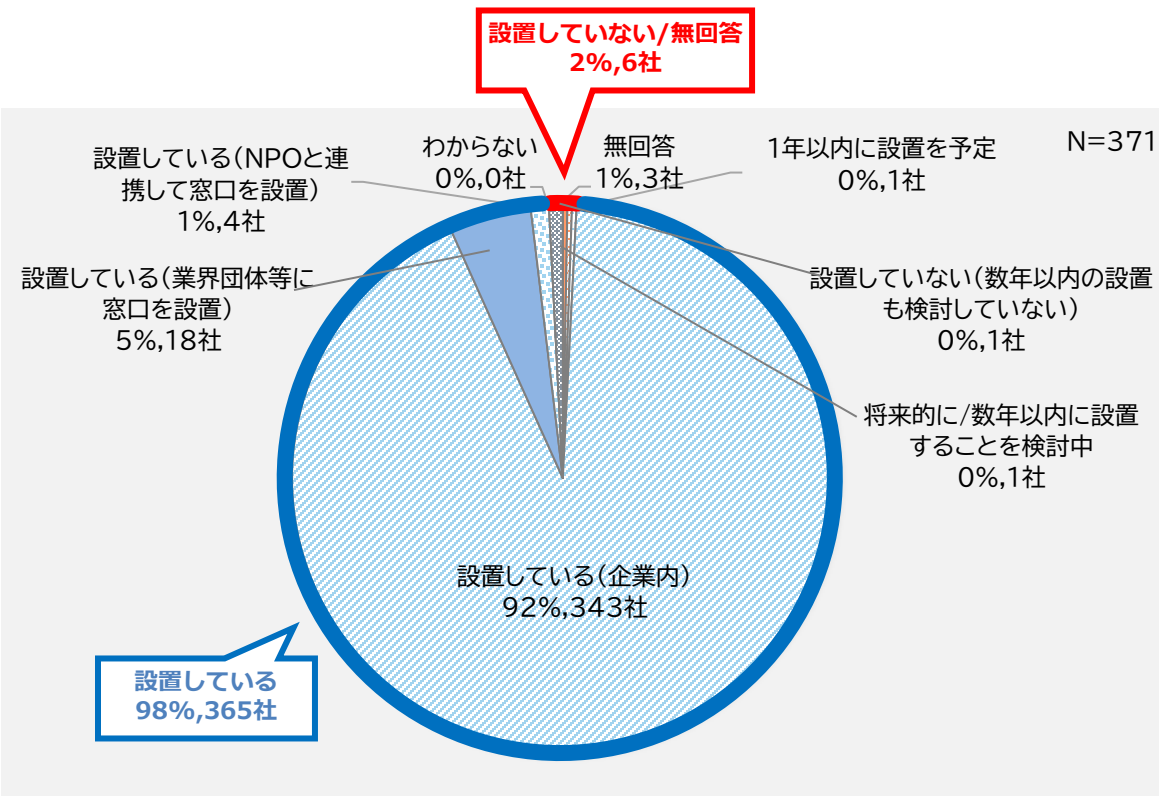
救済・通報体制

- 被害者救済・問題是正のためのガイドライン・手続を定めている企業は、全体の約5割。
- そのうち、9割強は企業内に通報窓口を設けている。

- ・ 人権侵害が発覚した際の、被害者救済と問題是正のためのガイドライン・手続き（苦情処理・救済メカニズム）を具体的に定めていますか。

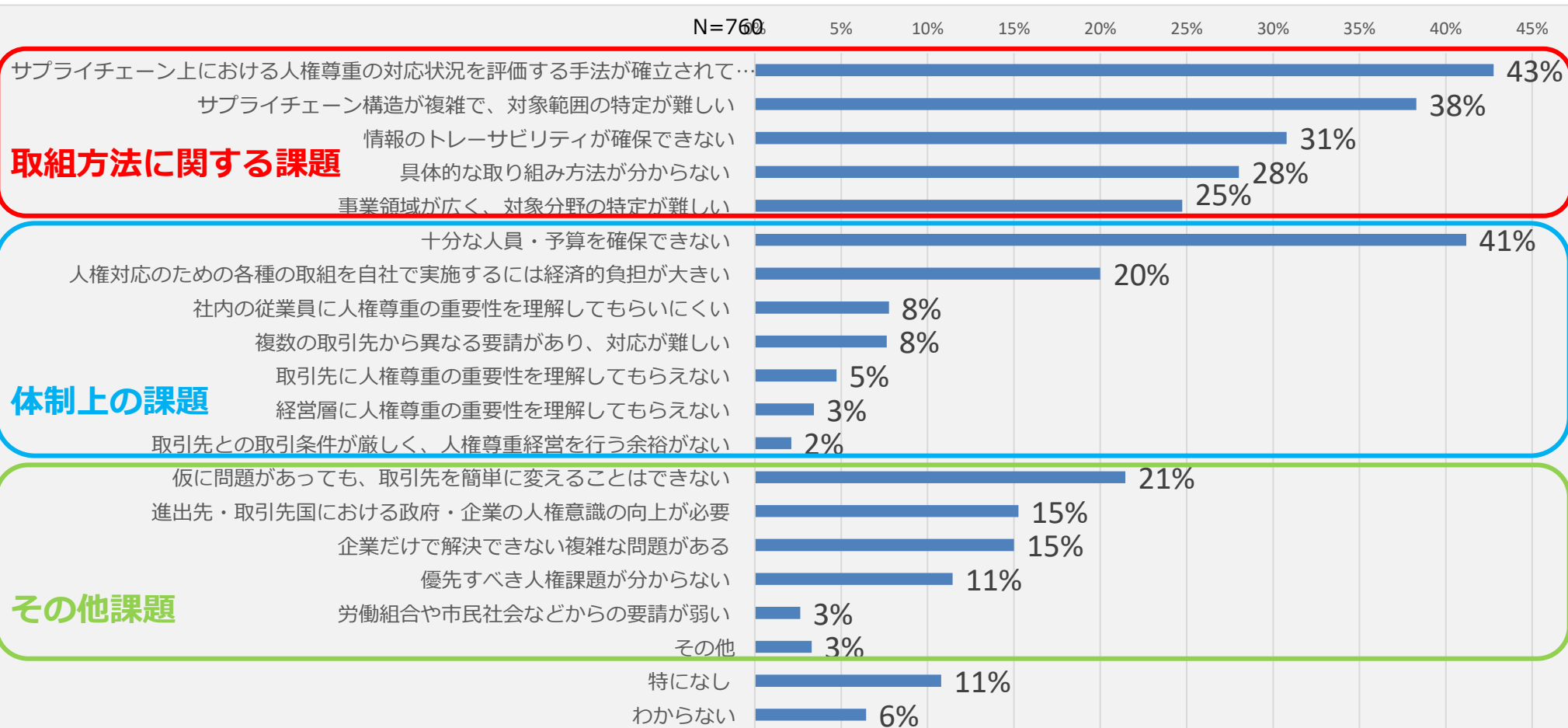


- ・ 人権侵害に関する通報窓口を設置していますか。



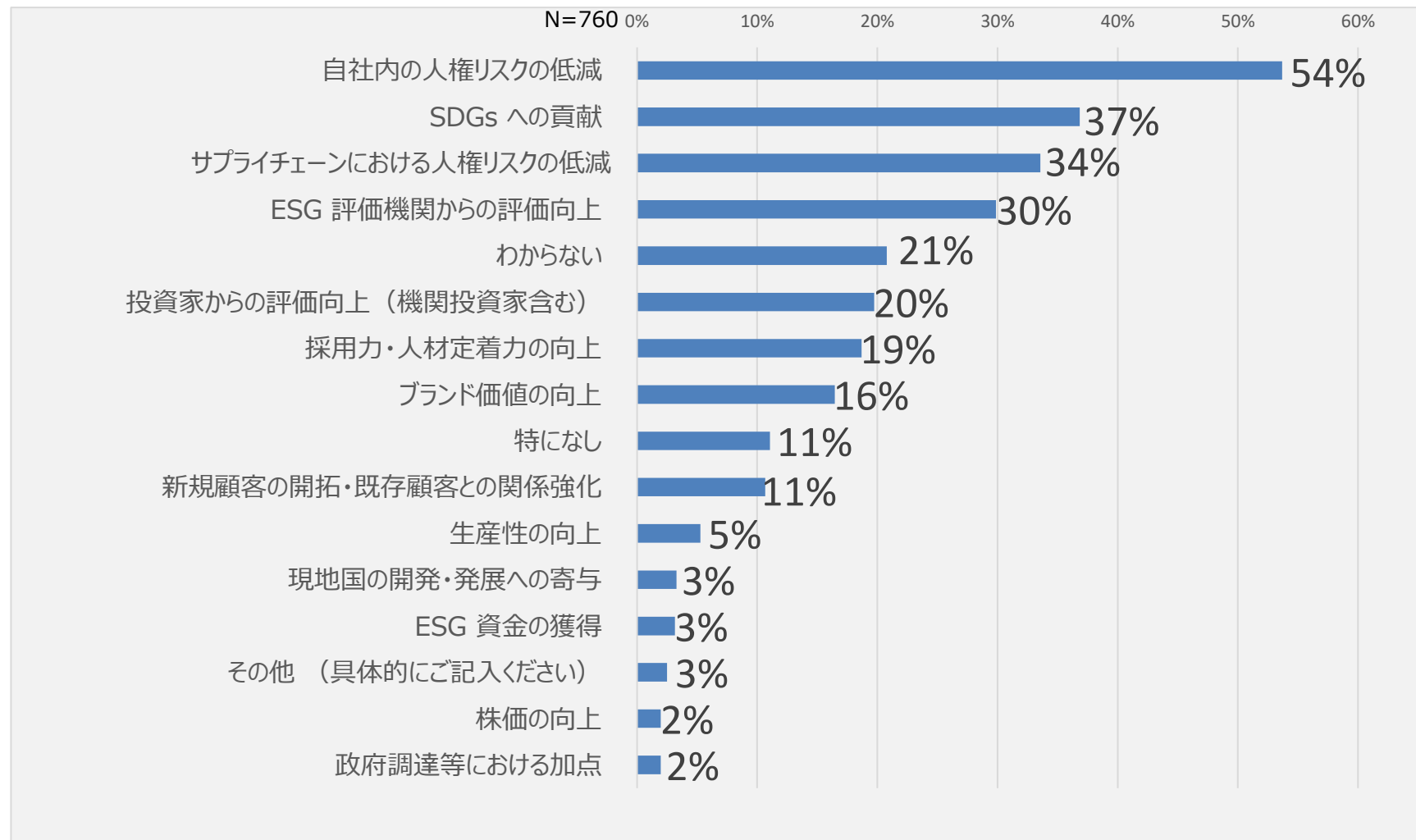
人権を尊重する経営を実践する上での課題

- 人権尊重の経営実践における課題は、取組方法、体制、その他に大別される。対応状況の評価手法の確立や対象範囲の特定（取組方法に関する課題）、人員・予算の確保（体制上の課題）が上位に挙げられる。



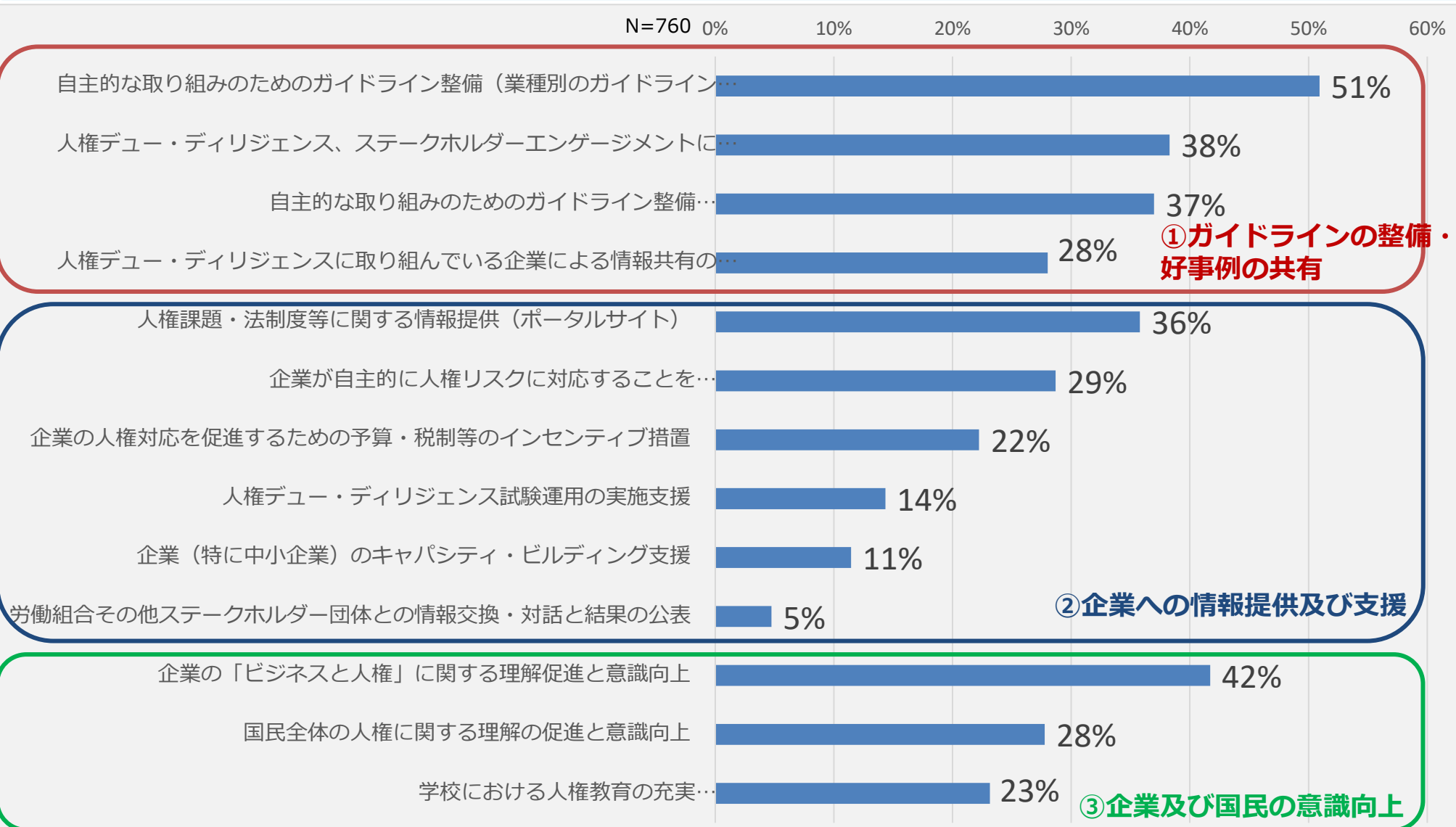
人権を尊重する経営を実践した結果、得られた成果・効果

- 人権経営の成果として、最も多いのが自社内の人権リスク低減で、SDGs への貢献、サプライチェーン上の人権リスク低減、ESG評価機関からの評価向上が続く。



政府・公的機関に対する要望①

- 政府・公的機関に対する要望は、①ガイドラインの整備・好事例の共有、②企業への情報提供及び支援、③企業及び国民の意識向上、④国際的な制度調和・他国の制度に関する支援、⑤国内の体制及び制度整備などに大別。



政府・公的機関に対する要望②

